様式第８号（第１１条関係）

年　　　月　　　日

　川俣町長　様

申請者　住　所

署　名

連絡先

定住誓約書

私は、住宅新築等支援金の交付申請に当たり、次のことを誓約します。

・　住宅新築等支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間以上継続して、交付対象住宅に定住することを誓います。

・　川俣町住宅新築等支援金交付要綱第１６条第１項各号のいずれかに該当することとなった場合は、同要綱第１７条の規定に基づき奨励金の全部又は一部を返還します。

・　私は現在、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

・　私、私が属する世帯の世帯員又は同居予定人が暴力団員であるか否かを確認するために、関係機関の意見を聴くことを承諾します。

・　当事業における対象空き地または対象空き家の取得は、私の親族が所有する対象空き地または対象空き家の取得ではないことを確約いたします。

【川俣町住宅取得支援奨励金交付要綱より抜粋】

第１６条　町長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第１２条の規定による支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　虚偽の申請又は不正行為により、支援金の交付決定を受けたとき。

(２)　支援金の交付申請日から５年以内に交付対象住宅から転居したとき。

(３)　その他、交付の要件に該当しないことが明らかとなったとき。

（支援金の返還）

第１７条　町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金をすでに交付しているときは、当該交付決定者に対し、住宅新築等支援金返還命令書（様式第１５号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。